

令和7年度第1回鈴鹿市入札監視委員会 会議録概要

日時 令和7年8月28日（木）

14時00分～15時40分

場所 鈴鹿市役所 10階 入札室

出席者

- 鈴鹿市入札監視委員 4名
酒井委員、山田委員、中森委員、古市委員
- 入札監視委員会事務局 8名
技術統括監、技術監理契約課（課長、契約GL、グループ員）
上下水道局次長、経営企画課（課長、総務GL、グループ員）

【開会】

- 技術監理契約課長説明
- 技術統括監挨拶
- 出席者自己紹介
- 会長・副会長選出
- 会長挨拶

【議事】（発言者：□委員 ○事務局）

1 令和7年度制度改正について

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

- 少額随契の限度額の変更について、限度額を超えない場合は随意契約ができるとあるが、実際の運用として限度額内でも入札になることはあるのか。
- できるという規定ではあるが、ほとんどが限度額内は随意契約としている。
- 低入札価格で応札する理由とは、例えばどのようなものがあるのか。
- 自社施工による経費削減や業者の経費である一般管理費を経営努力で削減するなどが多い。
- 総合評価落札方式の改正について、業者向け説明会での意見をもとに延期とあるが、延期となった理由は対象工事の設計金額が変更になったことによるものか。
- 延期した主な理由は、制度改正について関係団体と意見交換し情報提供しながら進めていたが、一部の業者へ制度改正について周知が行き届いておらず、不公平が生じてしまったことにより延期して周知期間を設けることとした。また、それとは別で具体的な金額提示があったわけではないが、対象工事がある程度絞って、徐々に設計金額を上げて対象を広げていくことがいいのではないかと意見があった。
- 令和8年4月1日から土木一式工事は7,000万円以上、舗装工事は4,000万円以上とし、その後、順次拡大していくことになるのか。
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の基本理念に基づいた総合評価落札方式を行っていきたいと考えており、状況を鑑み対象とする金額を拡大していきたい。
- 低入札価格による契約時の条件として、中間前払金を払わないとあるがそれに対する反対意見

はなかったのか。

- その点については特に意見はなかった。
- 総合評価落札方式の対象に建築一式工事を対象とすることは考えていないのか。
- 現時点では具体的な導入は考えていない。
- 上水道についても対象と考えていないのか。
- 上水道については、今後導入に向けて検討している。
- 土木一式工事が 7,000 万円以上に対して、舗装工事は 4,000 万円以上とあるが金額の設定の違いは何か。
- 今までに舗装工事で 7,000 万円以上の工事がなかったため、試行も兼ねて金額を 4,000 万円以上とした。
- 総合評価落札方式の制度改正が延期になったことは、業者が作成する書類等の準備もあつてのことか。
- 延期の主な理由は、不公平がないよう周知するためである。評価内容の改正については、発注者側は通常の業者の活動を評価したいと考え準備期間を必要と考えていなかったが、受注者側は加点となるよう準備したいと考えており延期により対応する期間が少しできたと思われる。

2 令和 6 年度入札結果について

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

- 令和 5 年度と令和 6 年度と比較し、工事件数が大きく減少しているが社会情勢や建設業界情勢で考えられることはあるか。
- 他の自治体も同様であるが、物価が想像以上に上昇しており、工事 1 件あたり 2 割程度上昇している。そのため年間の予算額に割込んで工事件数は減少している。

3 抽出案件の審議

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

・市長部局

特定建築物等（建築物・建築設備）定期点検業務委託（建築コンサルタント／一般競争入札）

- 最低制限価格の算出方法はあるのか。
- 最低制限価格は、最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱で規定されているが、本案件については規定がないため、75%から 92%までの間で設定されることになり 75%で設定されている。
- 75%と低いが業務委託は工事のように材料費等の必要がなく人件費が大半を占めるため金額が抑えられるのか。
- 工事については、項目ごとに割合が決まったものを積算して最低制限価格を算出しているが、業務委託は大半が人件費として占めることもあって最低制限価格が低くなる傾向にある。
- 同時期に複数の定期点検業務の入札が見受けられるが、時期をずらして発注し多くの業者が参加可能であったと考えるのか、今回のように二週連続でまとめて発注しても、特に影響はないと考えるのか。

- 各施設を管理している担当課から発注することになるが、発注時期については、特に取り決めはなく点検が定期的なものなので点検時期が重なったと思う。公共施設の安全管理のための点検であるため、何か問題が発生した時に迅速な対応ができるよう同時期に発注しているという意図もある。多くの業者が入れるよう担当課へはアドバイスをしていきたい。
- 業務委託に一抜け方式はあるのか。
- 鈴鹿市では一抜け方式はないが、受注総額の上限を決めている自治体もある。

井出川土砂撤去業務委託（その他（土木一式工事）／指名競争入札）

- 指名競争入札で 10 者を指名し 3 者が辞退と不参加になっており、また、落札業者以外は設計価格と同額の入札額となっている。このことについてどのように考えるか。
- 川の中に入って土砂を撤去するという工事内容で、対象業者数が少なく結果的に 3 者が辞退や不参加になり設計価格での応札となった。
- 工事内容に対して、安価な設定ではなかったのか。
- 安価であったとは考えていない。
- 本案件は指名競争入札であるが、土砂撤去は工事ではなく委託になるのか。
- 土砂を撤去するという内容から委託とした。
- 委託であれば指名競争入札となり一般競争入札とならないため、基準が曖昧であれば発注方法を整理する必要があるのではないか。
- 本来は一般競争入札が原則となるので、発注基準と実際の発注課との間で整理が必要であると考えている。
- 本案件が国の補助金対象であれば、工事が委託か指示はないのか。
- 補助金対象事業ではあるが指示はない。
- 落札金額より契約金額が上回ることはあるのか。
- 入札調書に記載の金額については、落札金額は税抜きであり、契約金額は税込みで記載している。入札時は予定価格を超える金額については失格となるが、それによって入札が成立しなかった場合は、予定価格を見直して再度入札することがある。

白子第 1 排水機場主ポンプ用エンジン分解整備工事（機械器具設置工事／随意契約）

- 随意契約理由に入札不適とあるが、そのような理由であれば当初の設置時に整備についても含めて契約してもいいのではないかと。
- 設置については県の補助金で設置しており、維持管理については市の費用で行っているため設置に維持管理の分を含めることは難しい。
- 調査結果により整備工事が必要となったとのことだが、調査を行った業者も同業者か。
- 調査は適正化事業として三重県土地改良事業団体連合会が行っており、その結果によって整備工事が必要との判断になった。

・上下水道局

岸岡配水管布設工事 1 - 2 工区（土木一式工事／一般競争入札）

- 全応札業者が最低制限価格で応札し抽選により落札決定となったということか。
- そうである。

- ☐ 全応札業者が同額で応札ということは起こりうるのか。
- ☐ 予定価格を事前公表し、単価も示しているの、概ね最低制限価格になってしまうというのが実情である。

北玉垣泥吐管修繕外工事（土木一式工事／随意契約）

- ☐ 本案件は何者から見積りを徴取したのか。
- ☐ 1者である。通常は3者から徴取する。
- ☐ 随意契約理由に経費の削減とあり、落札率は99.22%である。設計価格に含めなかった費用はあるのか。
- ☐ 道路整備課が担当する道路改良工事の同一区間内にある水道施設の移設で、安全管理費の内、交通誘導員の費用を計上していない。
- ☐ 水道施設の移設について、道路整備課の発注時に見込めなかったのか。契約を別にする必要はあったのか。
- ☐ 水道施設に関しては、上下水道局が格付する専門の業者を選定することになるため当初から別の契約を考えていた。
- ☐ 道路整備課の発注時に同時に検討したのか。
- ☐ 該当箇所にはいくつかの施設があり、道路整備課の現地確認により発生した事案もある。道路整備課の工事状況とともに進める必要があり、道路整備課の受注者は水道工事の格付業者でもあったため随意契約となった。
- ☐ 水道工事の格付業者でなければ随意契約ではなかったのか。
- ☐ その場合は、1者随意契約ではなく入札により業者を決定していた。
- ☐ 随意契約でなければ、交通誘導員の費用等が発生したのか。
- ☐ 発生した。

南部準幹線下水管推進工事（土木一式工事／一般競争入札（総合評価））

- ☐ 同業者が同日に低入札価格調査によって2件落札しているが、価格以外の評価で「低入防止」に5点減点となっているのは、このことが要因なのか。
- ☐ 減点対象となっている工事は、既に契約している工事で工事中の案件に対する減点である。
- ☐ 低入札価格での応札があった場合は価格点で減点はしないのか。
- ☐ 現状は減点していない。総合評価落札方式の改正の中でも、金額が低いことに対しての減点は検討していない。例えば下請けへの支払いなど見積の積算が適正であれば金額が低くても入札時には問題ないと考えている。
- ☐ 調査の中で、同業者が同日に低入札価格調査によって落札した2案件について、調査は同時にしたのか、または、別々にしたのか。
- ☐ それぞれ別々の案件として調査した。同時に調査した場合であっても、技術者の配置に重複等もなく、手持資材や機械も十分に余裕があり、それぞれの工期を考えても問題はない。
- ☐ 制度改正後は落札候補者になった時点で判断するようなことも検討している。
- ☐ 調査は聴き取りによるものか。
- ☐ まずは、落札候補者へ資料の提出を求め、それに基づいて聴き取りを行っている。

4 その他

- 入札結果の一覧にある市役所本館 12 階会議室外空調機設置工事が不調になっているが現状はどうなっているのか。
- 業者との聴き取りも踏まえ発注したが、時期的にも人員が不足しており工期内に履行できない恐れがあり応札者がおらず不調となった。現在も工事は行われていない。

- ・ 次回の委員会の開催は、例年どおりの開催であれば 2 月頃を予定している。
- ・ 次回の審議案件抽出を古市委員に依頼。

【閉会】

●会長挨拶

以上